

令和 5 年度

一般廃棄物処理事業等のまとめ



熱海市 市民生活部 協働環境課

環境センター

目次

1. 行政機関	- 1 -
1) 環境センター・生活環境室人員	- 1 -
2) 市の行政区域と環境関連施設の位置図	- 1 -
3) 人口・世帯数	- 1 -
2. 環境関連施設	- 2 -
1) 一般廃棄物処理施設	- 2 -
2) 汚水処理施設(設備)	- 4 -
3) 一般廃棄物最終処分場	- 7 -
3. 一般廃棄物の発生量	- 8 -
1) 一般廃棄物の発生量	- 8 -
2) 一般廃棄物の再資源化量	- 10 -
4. 一般廃棄物処理フロー	- 11 -
1) 可燃ごみ	- 11 -
2) 飲料缶	- 11 -
3) 金属類/粗大ごみ	- 11 -
4) ペットボトル	- 12 -
5) 発泡トレイ/発泡スチロール	- 12 -
6) ビン類	- 12 -
7) ガラス・セトモノ類	- 13 -
8) 廃乾電池	- 13 -
9) 廃蛍光灯(水銀性製品)	- 13 -
10) 古紙/古布類	- 14 -
5. 一般廃棄物処理事業に係る経費	- 15 -
1) 一般廃棄物処理事業(し尿除く)の歳入及び歳出	- 15 -
2) 一般廃棄物処理事業(し尿)の歳入及び歳出	- 16 -
6. 啓発事業	- 17 -
1) きれいなまちづくりの推進	- 17 -
2) 全市一斉清掃デーの推進	- 17 -

3) 空き缶等散乱防止の推進	- 17 -
4) ごみ減量啓発推進と再資源化の推進	- 17 -
5) 雑がみ回収事業	- 18 -
6) 不法投棄の監視・防止活動	- 18 -
7. 環境関連団体	- 20 -
1) 熱海市環境審議会	- 20 -
2) 熱海市廃棄物減量等推進審議会	- 20 -
3) 熱海市環境衛生自治推進協会	- 20 -
8. 補助金等交付制度	- 21 -
1) ごみ置き場設置費等補助金交付制度	- 21 -
2) 資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度	- 21 -
3) 害虫駆除散布機購入費補助金交付制度	- 22 -
4) 合併処理浄化槽設置事業費補助金交付制度	- 22 -
5) 生ごみ処理機器購入補助金交付制度	- 22 -
9. 環境センター(旧清掃事務所)年表	- 23 -
10. 環境センター保有車両等	- 28 -
1) 収集用車両	- 28 -
2) 中間処理用車両	- 28 -
3) 最終処分用車両	- 28 -

年度別処理量、年度別焼却灰搬出量(2 ページ)

年度別処理量及び焼却灰搬出量(3 ページ)

年度別し尿及び浄化槽汚泥処理量(4 ページ)

年度別処理量(7 ページ)

一般廃棄物の発生量(8 ページ)

一般廃棄物の再資源化量(10 ページ)

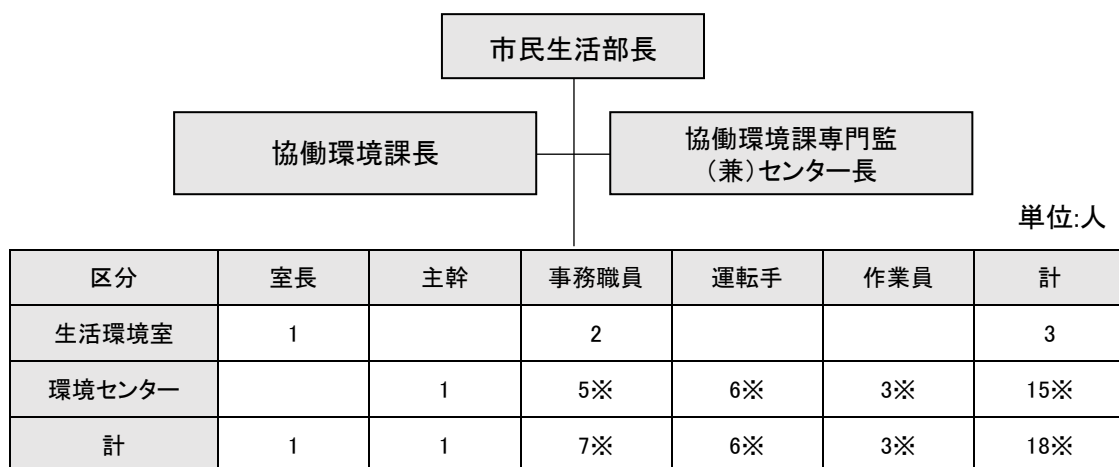
一般廃棄物処理事業に係る経費(15～16 ページ)

上記の表については環境省が実施する一般廃棄物処理実態調査の集計方法を用いています。

1. 行政機関

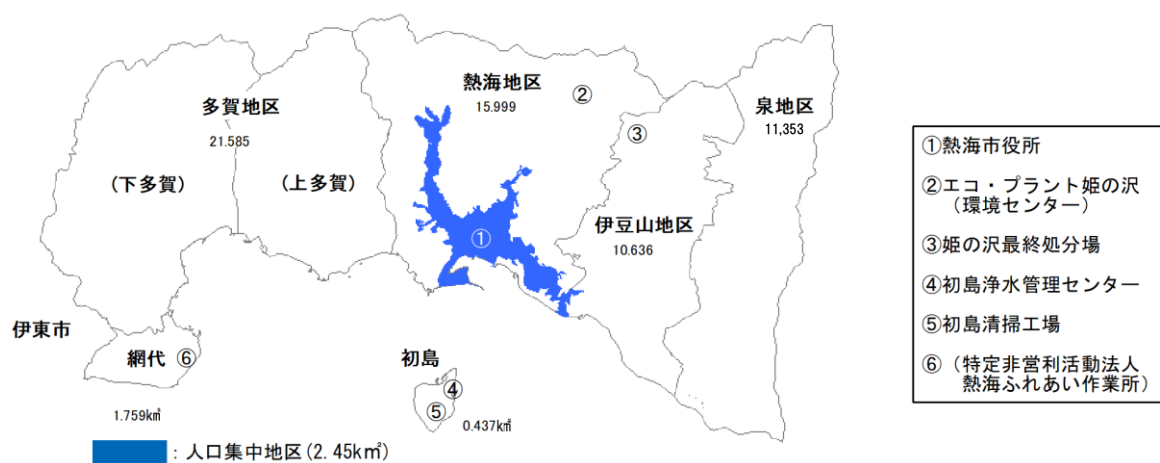
1) 環境センター・生活環境室人員

令和5年4月1日現在



※会計年度職員及び再任用職員を含む

2) 市の行政区域と環境関連施設の位置図



3) 人口・世帯数

各年度10月1日現在

年度	日本人登録 人口(人)	外国人登録 人口(人)	住民基本台帳 人口(人)	日本人世帯 (世帯)	外国人世帯 (世帯)
H30	36,570	514	37,084	21,183	309
R1	36,020	645	36,665	21,099	422
R2	35,434	651	36,085	21,031	424
R3	34,678	653	35,331	20,812	419
R4	33,866	763	34,629	20,494	492

2. 環境関連施設

1) 一般廃棄物処理施設

(1) エコ・プラント姫の沢(ごみ焼却施設,破砕再生利用施設,し尿中継施設)

平成 11 年 3 月、一般廃棄物処理施設として「エコ・プラント姫の沢」が完成しました。

この施設は、工場棟及び管理棟(地下 2 階地上 4 階)10,017.55 m²、敷地面積 22,300 m²、日量 204t(24 時間稼働して可燃ごみ 180t、下水処理汚泥 24t高温完全燃焼)の処理能力を持つごみ焼却施設と、19tの処理能力を持つ廃棄物再生利用施設からなっており、ダイオキシン類排出規制をクリアする施設として設計、各設備の運転を自動化、施設内の装置は中央制御室で集中監視し、安全で効率的な運転管理を行っています。また、余熱利用として場内給湯・暖房・白煙防止対策に活用しています。

令和 2 年 4 月 1 日から新たにし尿処理中継設備が稼働し、湯河原町・真鶴町のし尿等を合わせて受入れています。

施設名	熱海市エコ・プラント姫の沢
所在地	熱海市熱海字笹尻 1804 番地の 8
供用開始年月	平成 11 年 4 月
ごみ焼却施設 (ストーカー方式)	102t/24h × 2 炉 (ごみ焼却 90t・下水道汚泥 12t)
破砕・再生利用施設	19t/5h (破砕選別設備 10t・缶類選別設備 9t)



《年度別処理量》

単位:t/年

年度	都市ごみ	災害ごみ	下水道汚泥	合計	他市町村分(合計に含まず)
H30	19,828	0	2,310	22,138	461 (東伊豆町,河津町)
R1	19,794	0	2,246	22,040	882 (東伊豆町,河津町)
R2	17,158	0	1,987	19,145	
R3	16,874	1,701	1,950	20,525	
R4	17,925	768	2,057	20,750	

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

《年度別焼却灰搬出量》

単位:t/年

年度	委託処理			埋立処理			合計		
		通常分	災害分		通常分	災害分		通常分	災害分
H30	2,199	2,199	0	0	0	0	2,199		
R1	2,085	2,085	0	0	0	0	2,085		
R2	1,867	1,867	0	0	0	0	1,867		
R3	2,671	1,767	904	416	144	272	3,087	1,911	1,176
R4	2,205	2,124	81	0	0	0	2,205	2,124	81

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

(2) 初島清掃工場

初島清掃工場は、初島区住民のごみを処理する廃棄物処理施設です。

平成 5 年 4 月 1 日から 2 基の焼却炉が稼働し、その後平成 14 年 10 月からエコアイランド事業計画の一環として生ゴミの堆肥化を行い、同年 12 月に 2 基の焼却炉を休止し、新たにダイオキシン類対応型の焼却炉 2 基を設置しました。その後平成 22 年 4 月 1 日より休止していた焼却炉を改修し、1 日 2 炉 6 時間運転で最大約 1.16tのごみを焼却処分することができます。建物の面積は 531 m²、敷地の面積は 1,502.20 m²の施設です。

施設名	初島清掃工場
所在地	熱海市初島字清壽 735 番地の 2
供用開始年月	平成 5 年 4 月 (焼却炉改修平成 22 年 4 月稼働)
ごみ焼却施設 (バッチ方式)	96.3 kg/h × 6h × 2 炉



《年度別処理量及び焼却灰搬出量》 単位:t/年

年度	処理量	焼却灰搬出量
H30	125	10
R1	123	11
R2	96	9
R3	99	8
R4	113	10

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

2) 汚水処理施設(設備)

(1) し尿等中継設備

熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業にて、エコ・プラント姫の沢内に新たにし尿等中継設備を令和元年度に設置し、令和2年4月1日から稼働しています。生し尿や浄化槽汚泥のし尿等中継する設備です。また、前処理機能を有しており、し渣(生し尿や浄化槽汚泥に含まれるごみ)や砂を除去することができます。

令和元年度末まで使用していた、大黒崎し尿管理センターは令和2年10月に閉鎖となりました。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿及び浄化槽汚泥の許可業者により実施しています。

施設名	熱海市エコ・プラント姫の沢 し尿等中継設備
所在地	熱海市熱海字笹尻 1804 番地の 8
供用開始年月	令和2年4月
設備規模	49.1kℓ/日(生し尿:1.9kℓ/日,浄化槽汚泥:47.2kℓ/日)
貯留能力	受入槽:15 m ³ ×2 槽=30 m ³ ,貯留槽:50 m ³ ×2 槽=100 m ³



《年度別し尿及び浄化槽汚泥処理量》

単位:kℓ/年

年度	熱海市			湯河原町			真鶴町			合計		
		し尿	浄化槽汚泥		し尿	浄化槽汚泥		し尿	浄化槽汚泥		し尿	浄化槽汚泥
H30	8,367	268	8,099							8,367	268	8,099
R1	8,657	292	8,365							8,657	292	8,365
R2	8,052	247	7,805	3,947	148	3,799	4,043	87	3,956	16,042	482	15,560
R3	8,082	302	7,780	3,954	151	3,803	3,900	90	3,810	15,936	543	15,393
R4	8,152	247	7,905	3,926	146	3,780	3,832	84	3,748	15,910	477	15,433

※令和2年以前の処理については旧大黒崎し尿管理センターでの処理量を示す

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)及び1市2町し尿等共同処理事業年報より

(2) し尿等受入投入設備

エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備にて前処理を行ったし尿等を、熱海市浄水管理センター（下水処理施設）内の汚水処理系統へ投入する設備です。し尿等中継設備と同じく、熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業にて、浄水管理センター内に令和元年度に設置され、令和2年4月1日から稼働しています。

し尿等の運搬には10t大型バキューム車(アルミパネル仮装付)2台で行っています。

施設名	熱海市浄水管理センター し尿等受入投入設備
所在地	熱海市和田浜南町 1694-29
供用開始年月	令和2年4月
設備規模	最大 80 m ³ /日投入
貯留能力	受入槽:12 m ³ ×1 槽=12 m ³



(3) 漁業集落排水処理施設

平成 19 年 2 月 1 日から、汚泥の海洋投棄禁止に対応するため、平成 16 年 4 月に初島地区漁業集落環境整備事業の計画承認を得て、平成 17 年度より事業に着手し、平成 19 年 1 月に集落排水処理施設の稼働を始めました。令和 5 年 3 月 31 日現在の接続人口は、115 人となっています。

施設名	熱海市初島浄水管理センター
所在地	熱海市初島字拝ノ山 900 番地の 3・拝ノ上 2 番地の 4
供用開始年月	平成 19 年 1 月
施設規模	1,880 人(平均汚水量 508 m ³ /日)
処理対象污水	生活系排水(し尿及び生活雑排水)
処理方式	膜分離活性汚泥方式
付帯設備	マンホールポンプ施設 2 箇所

《年度別処理量》 単位: m³/年

年度	汚水処理量
H30	22,008
R1	22,014
R2	23,573
R3	14,995
R4	19,295

地方公営企業決算状況調査より



3) 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、ごみを焼却した残りの灰等を埋め立てる施設です。

平成 13 年 12 月より焼却灰の一部を業者委託により資源化し、路盤材等再利用する事により 延命化が図られています。平成 22 年度からは、焼却灰の全量を資源化しています。

また、平成 25 年 7 月からは、ガラス・セトモノ類、蛍光灯の資源化を実施しています。

施設名	熱海市姫の沢最終処分場
所在地	熱海市伊豆山字姫の沢 1164 番地の 1
供用開始年月	平成 3 年 4 月
埋立面積/埋立容量	9,840 m ² /95,300 m ³
付帯施設	浸出液処理施設(処理能力:60 m ³ /日,最大 90 m ³ /日)

《年度別処理量》

単位: m³

年度	埋立量	埋立残余量
H30	51	16,450
R1	67	16,384
R2	73	16,311
R3	602	15,709
R4	550	15,158

※埋立残余量と埋立量の計算にずれが生じている

のは、少数点以下の端数計算のためです。

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より



3. 一般廃棄物の発生量

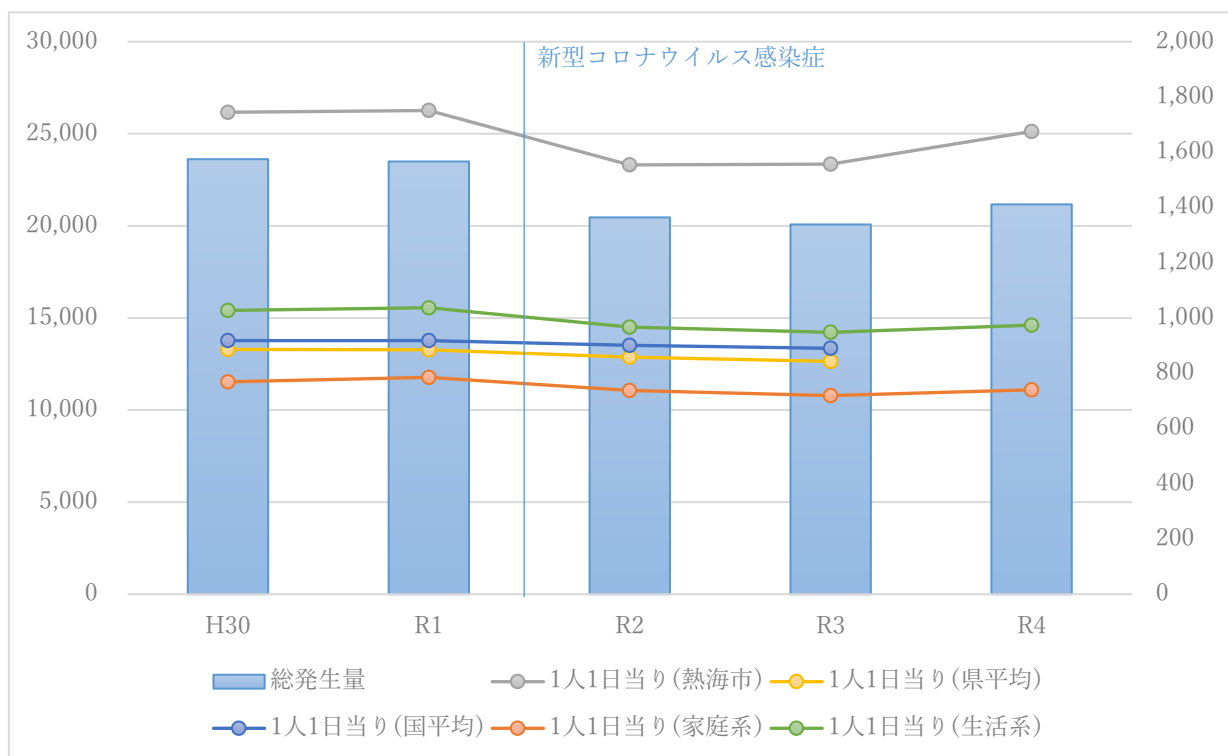
1) 一般廃棄物の発生量

熱海市における一般廃棄物の発生量の推移は次のとおりです。以下の発生量等は環境省の指針に基づいて集計したものです。

種別	単位	H30	R1	R2	R3	R4
総発生量	t	23,621	23,495	20,462	20,076	21,168
生活系ごみ排出量	t	13,902	13,914	12,733	12,228	12,310
可燃ごみ	t	10,079	10,154	9,300	8,908	8,964
資源ごみ	t	2,966	2,956	2,678	2,634	2,765
飲料缶	t	120	118	104	104	104
金属類	t	117	124	149	133	120
PET ボトル	t	9	7	7	2	2
発泡トレイ、スチロール	t	3	2	0	2	1
ビン類	t	827	822	737	747	780
ガラス・セトモノ類	t	230	240	244	191	207
廃乾電池	t	12	14	15	13	12
廃蛍光灯	t	11	11	10	9	8
古紙	t	1,591	1,578	1,381	1,402	1,498
古布	t	14	12	12	11	12
生ごみ(初島)	t	32	28	19	20	21
粗大ごみ	t	336	376	422	367	395
集団回収量	t	521	428	333	319	186
事業系ごみ排出量	t	9,719	9,581	7,729	7,848	8,858
可燃ごみ	t	9,537	9,373	7,521	7,673	8,700
資源ごみ	t	106	111	101	88	93
飲料缶	t	8	6	8	6	7
金属類	t	85	92	81	69	70
ビン類(初島)	t	11	10	8	8	10
生ごみ(初島)	t	2	3	4	5	6
粗大ごみ	t	76	97	107	87	65
総人口(各年 10 月 1 日時点)	人	37,084	36,665	36,085	35,331	34,629
年間日数	日	365	366	365	365	365
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(熱海市)*1	g	1,027	1,037	967	948	974
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(熱海市)*2	g	769	785	738	719	740

1 人 1 日当たりの排出量(熱海市)*3	g	1,745	1,751	1,554	1,557	1,675
1 人 1 日当たりの排出量(県平均)	g	886	885	858	843	-
1 人 1 日当たりの排出量(国平均)	g	918	918	901	890	-

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より



1人1日当たりの排出量の算出方法

※1: 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(熱海市) = 生活系ごみ排出量 ÷ 総人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

※2: 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(熱海市) = (生活系ごみ排出量 - 資源ごみ - 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

(環境省発行「日本の廃棄物処理」における家庭排出ごみの算出方法に準ずる)

※3: 1人1日当たりの排出量(熱海市) = 総発生量 ÷ 総人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

2) 一般廃棄物の再資源化量

熱海市内で収集運搬された一般廃棄物は、中間処理後の残渣や成形品は再資源化物として専門業者へ引き渡されます。再資源化量の推移は次のとおりです。

種別	単位	H30	R1	R2	R3	R4
再資源化量	t	4,979	4,854	4,423	4,238	4,687
直接資源化物	t	1,605	1,590	1,393	1,413	1,510
古紙・古布類(市内)	t	1,585	1,570	1,382	1,405	1,499
古紙類(初島)	t	20	20	11	8	11
エコ・プラント姫の沢	t	2,364	2,214	2,131	1,983	2,290
ごみ焼却施設	t	1,960	1,795	1,669	1,580	1,901
焼却灰(下水汚泥分除く)	t	1,960	1,795	1,669	1,580	1,901
缶類選別施設	t	104	102	97	94	96
スチール缶成形品	t	60	56	51	47	46
アルミ缶成形品	t	44	46	46	47	50
破碎・再生施設	t	290	310	358	307	291
手選別品	t	217	227	274	225	218
小型家電製品	t	111	114	139	111	111
鉄くず	t	48	51	61	55	48
破碎不可製品	t	44	47	57	43	42
スプレー缶	t	14	15	17	16	17
破碎後成形品	t	73	83	84	82	73
ペットボトル	t	9	7	7	2	2
発泡トレ	t	1	0	0	0	0
初島清掃工場	t	14	14	10	13	12
スチール缶成形品	t	2	2	1	2	2
アルミ缶成形品	t	3	3	2	2	2
発泡スチロールインゴット	t	2	2	0	2	1
堆肥化設備	t	7	7	7	7	7
熱海ふれあい作業所	t	996	1,036	889	829	875
ビンカレット	t	743	771	620	616	648
ガラス・セトモノ類	t	230	240	244	191	207
廃乾電池	t	12	14	15	13	12
廃蛍光灯	t	11	11	10	9	8
集団回収量	t	521	428	333	319	186
再資源化量+集団回収量	t	5,500	5,282	4,758	4,557	4,873
(再掲)総排出量+集団回収量	t	23,621	23,495	20,462	20,076	21,168
リサイクル率	%	23.3	22.5	23.2	22.7	23.0

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

4. 一般廃棄物処理フロー

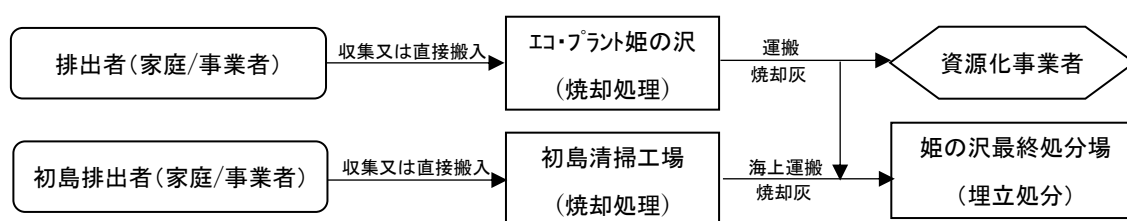
熱海市で発生した一般廃棄物は、適切な方法で収集運搬、貯留、選別、処理、再資源化、最終処分にて処分されています。各品目別の処理フローは次のとおりです。

※一部地域に例外の曜日地区があります。

※収集頻度などについて初島は除きます。

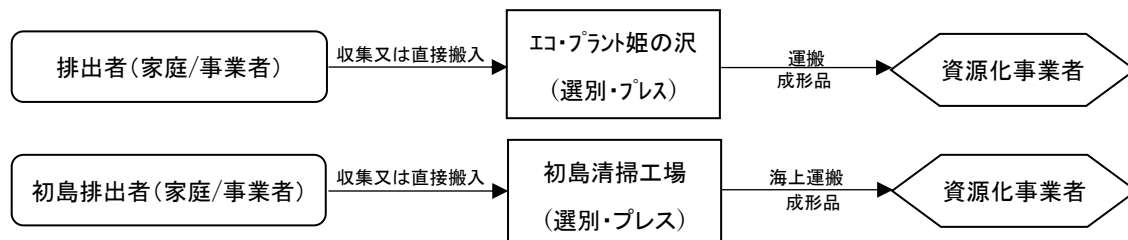
1) 可燃ごみ

収集頻度	毎週月・水・金(3回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(有料:60円/10kg)
規定	長さ50cm未満、直径10cm未満
主要品目	生ごみ、プラスチック製品、紙ごみ、剪定枝など



2) 飲料缶

収集頻度	毎週火曜日地区、毎週木曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	3リットル未満、一辺最大20cm未満、要洗浄、中身無し
主要品目	飲料用缶類(スチール・アルミ)、缶詰缶、菓子缶、粉ミルク缶など



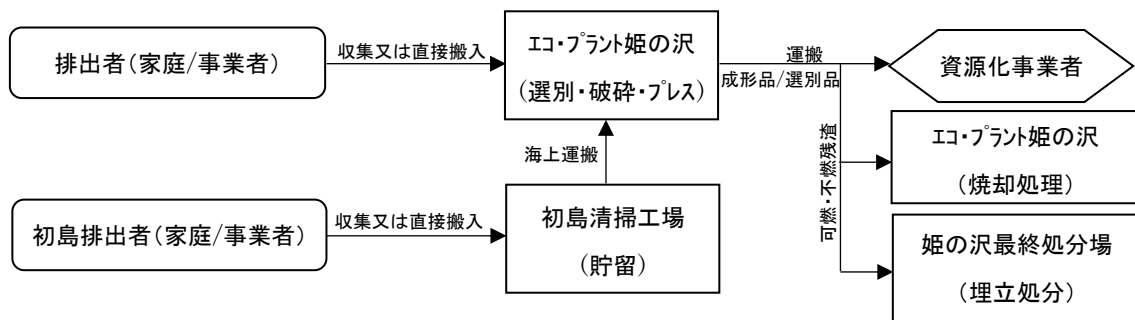
3) 金属類/粗大ごみ

(1) 金属類

収集頻度	毎週火曜日地区、毎週木曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	3リットル以上20リットル未満の金属製容器、一辺50cm未満
主要品目	金属製鍋、フライパン、刃物、小型家電(トースター、ドライヤー)など

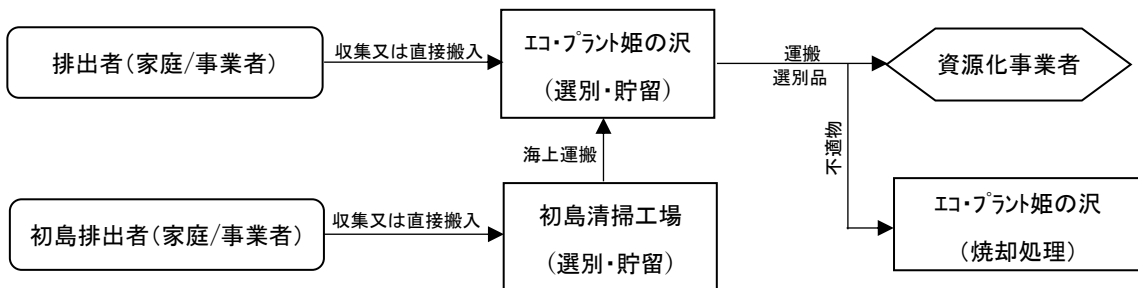
(2) 粗大ごみ

収集頻度	毎週水・金曜日(2回/週)※予約制
回収方法	ステーション回収(有料:1点200~1400円)、直接搬入(有料:1点100~700円)
規定	一辺50cm以上
主要品目	家具、家電製品、寝具類、生活用品など



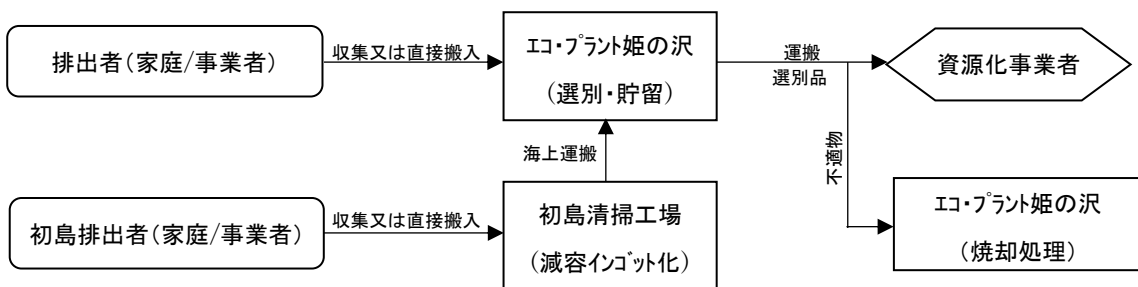
4) ペットボトル

収集頻度	第2・4 火曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(2回/月)
回収方法	拠点ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	ラベル・キャップ取外し、要洗浄、中身無し
主要品目	♻️(PET)マーク付き容器



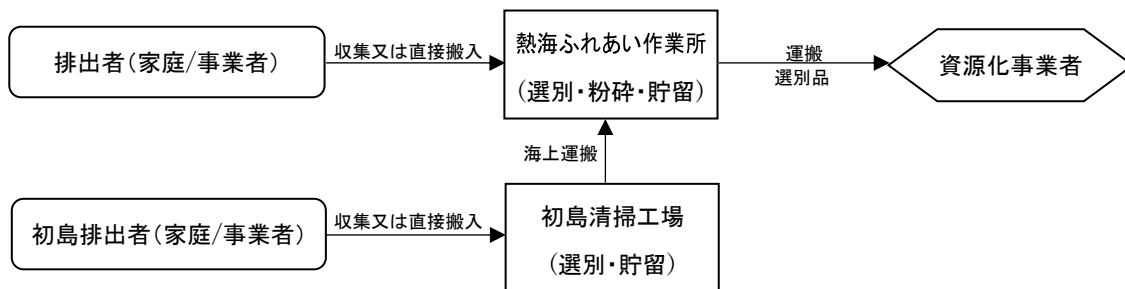
5) 発泡トレイ/発泡スチロール

収集頻度	第1・3 火曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(2回/月)
回収方法	拠点ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	要洗浄、付着物無し、白色
主要品目	♻️(PS)マーク付き容器



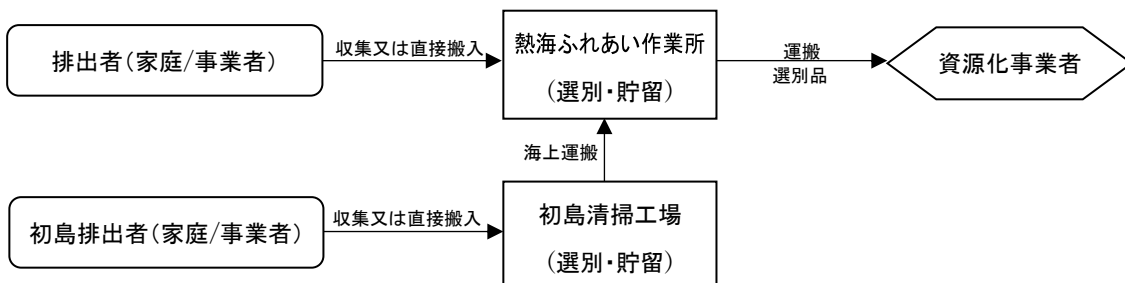
6) ビン類

収集頻度	毎週月曜日地区、火曜日地区、水曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	要洗浄、中身無し
主要品目	飲料用空きビン、調味料用空きビン、酒類空きビン、化粧品用空きビンなど



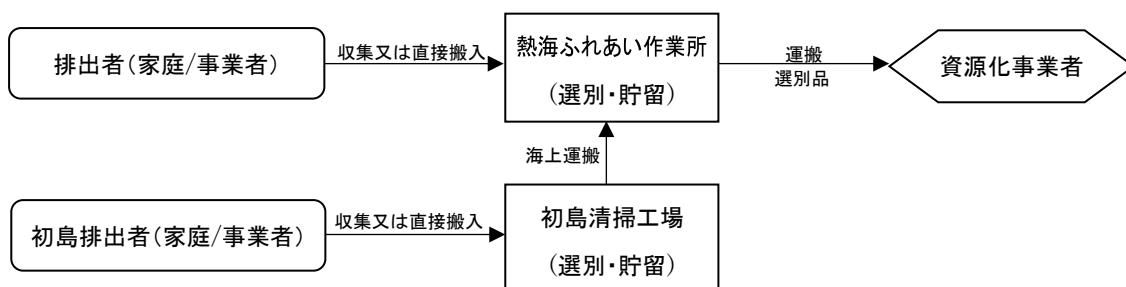
7) ガラス・セモノ類

収集頻度	毎週月曜日地区、火曜日地区、水曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	割れている物は新聞紙などに包んで「ワレモノ」と明記
主要品目	ガラス:コップ、窓ガラス(枠ナシ)、水槽(50cm 未満)など/セモノ:茶碗、壺、花瓶など



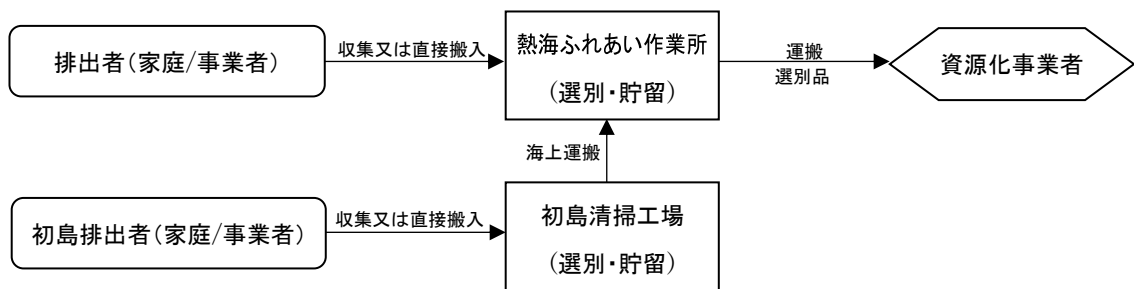
8) 廃乾電池

収集頻度	毎週月曜日地区、火曜日地区、水曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	粘着テープなどで要絶縁処理
主要品目	アルカリ・マンガン電池(ボタン電池・リチウムイオン電池など充電式電池除く)



9) 廃蛍光灯(水銀性製品)

収集頻度	毎週月曜日地区、火曜日地区、水曜日地区、木曜日地区、金曜日地区(1回/週)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(無料)
規定	破損している物は新聞紙などに包み内容物が出ないように袋に入れる
主要品目	使用済み蛍光灯、水銀性製品(体温計、温度計、血圧計)



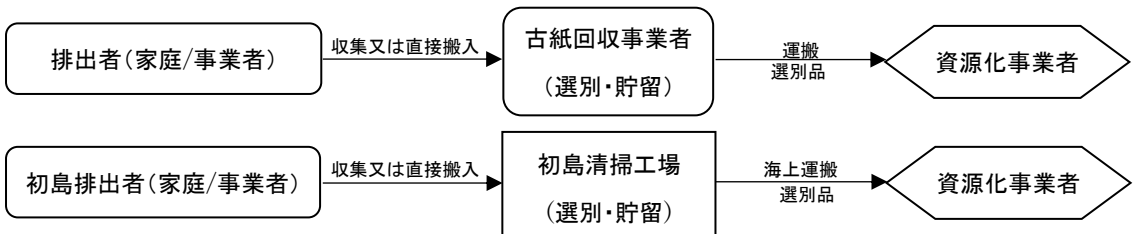
10) 古紙/古布類

(1) 古紙類

収集頻度	第1・3及び第2・4月曜日地区、水曜日地区、金曜日地区(2回/月)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(有料:可燃ごみと同じ)
規定	散乱ないようにまとめる
主要品目	新聞、雑誌、古本、ダンボール、牛乳パック、雑紙など

(2) 古布類

収集頻度	第1・3及び第2・4月曜日地区、水曜日地区、金曜日地区(2回/月)
回収方法	ステーション回収、直接搬入(有料:可燃ごみと同じ)
規定	散乱ないようにまとめる、革製品・化学繊維・毛糸・毛布などは不可
主要品目	古着、古タオルなど



5. 一般廃棄物処理事業に係る経費

1) 一般廃棄物処理事業(し尿除く)の歳入及び歳出

(1) 歳入の推移

単位:千円	H30	R1	R2	R3	R4
歳入	1,402,837	932,691	1,014,209	1,046,522	890,842
特定財源	671,969	110,135	223,345	162,017	92,908
地方債	561,600	0	137,700	80,000	0
使用料及び手数料	67,566	65,724	65,950	60,099	66,929
その他	42,803	44,411	19,695	21,918	25,979
一般財源	730,868	822,556	790,864	884,505	797,934

(2) 歳出の推移

単位:千円	H30	R1	R2	R3	R4
歳出	1,402,837	932,691	1,014,209	1,046,522	890,842
建設・改良費	643,234	0	0	0	0
工事費	643,234	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	643,234	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	755,733	929,242	1,010,815	1,043,124	887,047
人件費	120,195	124,895	109,589	114,150	101,861
一般職	44,076	45,786	35,863	39,126	46,572
技能職	76,119	79,109	73,726	75,024	55,289
収集運搬	76,119	79,109	73,726	75,024	55,289
処理費	135,589	282,682	348,834	369,406	202,643
収集運搬費	13,080	13,104	11,745	11,608	14,290
中間処理費	115,453	263,971	331,667	356,562	182,574
最終処分費	7,056	5,607	5,422	1,236	5,779
車両等購入費	3,065	4,760	13,211	0	0
委託費	496,884	516,905	539,181	559,568	582,543
収集運搬費	156,851	164,400	188,467	194,187	209,456
中間処理費	330,638	343,288	341,421	350,731	363,978
最終処分費	9,214	9,034	9,108	9,108	8,924
その他	181	183	185	5,542	185
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	3,870	3,449	3,394	3,398	3,795

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

2) 一般廃棄物処理事業(し尿)の歳入及び歳出

(1) 歳入の推移

単位:千円		H30	R1	R2	R3	R4
歳入		105,087	537,002	142,205	118,930	105,117
	特定財源	15	409,136	55,718	53,926	47,313
	地方債	0	161,300	0	0	0
	使用料及び手数料	0	0	0	0	0
	その他	15	247,836	55,718	53,926	47,313
	一般財源	105,072	127,866	86,487	65,004	57,804

(2) 歳出の推移

単位:千円		H30	R1	R2	R3	R4
歳出		105,087	537,002	142,205	118,930	105,117
	建設・改良費	0	457,695	0	0	0
	工事費	0	455,697	0	0	0
	収集運搬施設	0	335,500	0	0	0
	中間処理施設	0	0	0	0	0
	最終処分場	0	0	0	0	0
	その他	0	120,197	0	0	0
	調査費	0	1,998	0	0	0
	処理及び維持管理費	105,087	79,307	142,205	118,930	105,117
	人件費	16,553	17,749	15,166	16,163	5,930
	一般職	16,553	17,749	15,166	16,163	5,930
	処理費	27,022	23,358	51,778	41,799	36,997
	収集運搬費	2,187	2,404	3,438	2,409	2,472
	中間処理費	24,835	20,954	48,340	39,390	34,525
	最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	61,512	38,200	75,261	60,968	62,190
	収集運搬費	0	0	0	0	0
	中間処理費	37,755	38,200	75,261	60,968	62,190
	最終処分費	0	0	0	0	0
	その他	23,757	0	0	0	0
	調査研究費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0

一般廃棄物処理実態調査(環境省報告)より

6. 啓発事業

市では、令和3年9月に策定した「第五次熱海市総合計画前期基本計画」の1つに“人と人とがつながり、健康でいきいきと過ごせるまち”を掲げており、その中で“資源環境と地球温暖化対策の推進”“環境意識の向上と地域環境の保全”を柱に、次のような取り組みを行っています。

1) きれいなまちづくりの推進

(1) 県下統一美化キャンペーン

毎年5月30日から6月5日まで、県下統一美化キャンペーンを行っています。

(2) 千歳川清掃

昭和55年度から千歳川の河川清掃を泉地区の町内会及び湯河原町との協同により実施しています。

(3) 熱海市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例

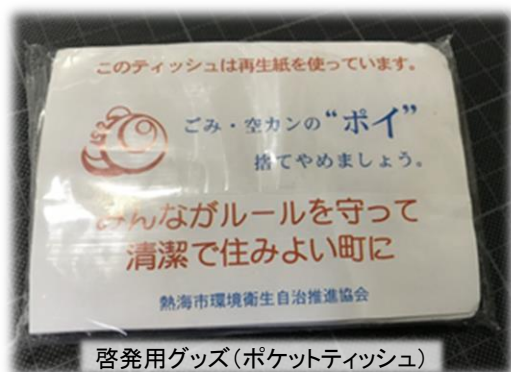
平成8年10月1日、清潔で美しい景観及び快適な生活環境の確保を目的とした「熱海市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例」(通称ポイ捨て条例)が施行され、道路や公園などに空き缶やたばこの吸殻などの投げ捨てを禁止し、ごみ持ち帰り運動を市民に呼びかけています。

2) 全市一斉清掃デーの推進

平成元年8月から毎月第1日曜日を全市一斉清掃デーに定めて、地域で清掃活動する場合に指定ごみ袋の無料配布等により、市民がより積極的に清掃活動に参加しやすい環境づくりをしています。

3) 空き缶等散乱防止の推進

平成2年度から春と秋の各強調月間にティッシュペーパー等を観光客等に配布し、「空き缶等の散乱防止」、「きれいなまちづくり」を呼びかけています。また、同期間中は不法投棄防止パトロールを強化するとともに、市民に環境保全の啓発をしながら協力をお願いしています。



4) ごみ減量啓発推進と再資源化の推進

(1) マイバッグキャンペーンの実施

販売業者の協力を得てマイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)を実施し、買い物に行くときには買い物袋を持参するよう呼びかけています。

(2) 環境施設見学の実施

「エコ・プラント姫の沢」では、市内小中学校、市外視察団体の受入を通して、ごみの減量・リサイ

クル活動、環境美化の啓発を進めています。

(3) みんなの消費生活展への参加

毎年、熱海市「みんなの消費生活展」において、ごみの分別、リサイクル品目等の資料を展示し、市民に啓発推進を行っています。

(4) 環境教育の実施

市内小学 4 年生を対象に、ごみの分別処理、ごみの出し方他リサイクル教室を通し、環境教育の強化に努めております。

また、5 年生を対象に、日常生活での省資源、省エネルギー活動に取り組むことにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減していこうとする取組みであるアース・キッズ事業を熱海市、市内小学校、静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者で連携協力の上実施しております。

5) 雑がみ回収事業

熱海市で処理されている可燃ごみのうち、紙・布類が 39.7% (令和 4 年度) を占めています。市による新聞紙・雑誌・ダンボールなどの回収や各団体などによる集団回収事業を実施しておりますが、まだまだ多くの紙類が焼却処理されています。

このことから、可燃ごみの削減及び、資源循環の更なる促進として、市庁舎等に回収ボックスを設置し、市職員も雑がみ回収を自主的に行っております。

市民や市職員の協力で集められた雑がみは、リサイクル工場においてトイレットペーパーに再生されます。再生されたトイレットペーパーを市庁舎で使用し経費の削減を図るとともに、雑がみボックス回収分はすべて市内の福祉施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校へ寄贈にかかる贈呈式行い、環境学習のよい機会になっています。雑がみ回収事業は、廃棄物として処理される紙の量を削減し、廃棄物の減量化に貢献します。

《雑がみ回収実績》

単位: kg

年度	紙資源回収量	うち、雑がみ回収ボックス回収量
H30	87,620	6,044
R1	104,338	6,848
R2	91,469	5,097
R3	82,543	5,031
R4	108,319	7,337

《雑がみ回収ボックス等設置場所》

設置日	設置場所等
H27.5.19～	熱海市役所1階ロビー(同年 12 月 24 日リニューアル)
H28.6.27～	福祉センター2 階ロビー
H29.5.24～	南熱海マリンホールロビー
H30.2.7～	熱海市役所庁内各課フロア(小型ダンボール製)

6) 不法投棄の監視・防止活動

静岡県では、年 2 回県下統一不法投棄パトロールを行っています。熱海市と近隣市町との合同不法投棄パトロールも実施しています。

電化製品、建築廃材、自動車、バイクなどが、山や森林に無断で捨てられないように市内各地区へ

の監視パトロールを実施しています。

廃棄物等を捨てることは、道路、河川、海岸、公園などの美観を損ねるだけでなく、衛生上の問題も生じます。これは不法投棄として法律で厳しく罰せられます※¹。

※¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号(廃棄物の投棄禁止違反)5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《不法投棄件数》

単位: 件

年度	取扱件数			
		市撤去件数	投棄者等撤去件数	未処理件数※ ²
H30	45	45	0	0
R1	44	44	0	0
R2	38	38	0	0
R3	24	24	0	0
R4	26	26	0	0

※² 未処理件数は翌年度繰越

《放置車両等発見件数》

単位: 台

年度	発見件数			
		自動車	軽自動車	オートバイ
H30	0	0	0	0
R1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0
R4	0	0	0	0



7. 環境関連団体

1) 熱海市環境審議会

熱海市環境審議会は、環境基本法第44条並びに熱海市環境基本条例第26条に基づき、熱海市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために設置される審議会です。現在は、主に熱海市環境基本計画の策定及び改定について審議を行っている団体で、学識経験者や、各種団体代表者、市民、行政機関の職員など10名の委員が委嘱され、ご協力を頂いています。

2) 熱海市廃棄物減量等推進審議会

熱海市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項並びに、熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の推進に関する事項について調査審議するために設置される審議会です。現在は、主に熱海市一般廃棄物処理基本計画の策定及び改定について審議を行っている団体で、熱海市環境審議会と併せて同じ方々に委員が委嘱され、ご協力を頂いています。

3) 熱海市環境衛生自治推進協会

環境衛生や公衆衛生に関する実施活動を推進し、地区衛生組織の育成を図り、きれいで美しい環境作り、安全で安心な明るい街づくりを目的に環境美化活動を推進している団体です。この協会は、昭和36年4月1日に設立された非常に歴史のある自治組織となります。

(1) 活動内容

- 地域環境衛生の推進
- 環境美化運動の推進
- ねずみ族、昆虫等の衛生駆除の指導
- 環境衛生指導員との相互協力
- ごみの減量化の推進
- ごみステーションの管理、排出マナー等の指導
- 環境衛生大会の開催及び功労者、優良団体の表彰

(2) 環境衛生指導員

熱海市環境衛生自治推進協会では、毎年、環境衛生の向上、地域清掃活動の啓発及び実践、不法投棄、ポイ捨て等の通報、ごみステーションの管理、分別、排出マナー等の指導、ごみの減量化等の役割として町内会に衛生指導員を委嘱しており、令和3年度は81町内会、313名にご協力いただきました。また、毎年指導員を対象とした研修会を開催しています。



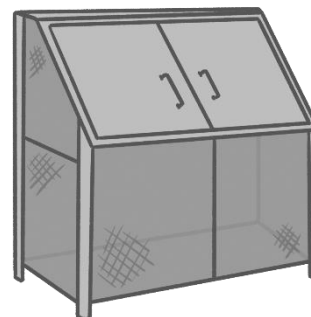
8. 補助金等交付制度

1) ごみ置き場設置費等補助金交付制度

地域の環境美化のため、町内会等がごみステーション(集積所)にごみ置場を設置又は修繕をする場合に補助金を交付しています。

(1) 算定額

項目	算定式	限度額
設置の場合	設置費×1/2	50,000 円/件
修繕の場合	修繕費×1/2	15,000 円/件



(2) 実績

年度	申請件数(延べ)	交付額(千円)
H30	4	134
R1	10	377
R2	12	384
R3	4	126
R4	13	479

2) 資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度

廃棄物の再資源化とごみの減量化を図るため、市では昭和 63 年度から資源ごみの集団回収を実施した団体に奨励金を交付しています。

交付対象団体は、町内会・子供会・老人会・婦人会・ボランティア等の地域市民団体です。

対象となる資源ごみは、古紙(古新聞・紙・ダンボール・古雑誌)、古布、空き缶、鉄くず、びん、その他資源として再利用できるものです。

奨励金の額は業者に売却した重量により1kgにつき交付、昭和 63 年度より単価 2 円で開始、平成 2 年度から単価 4 円、平成 4 年度から 6 円、平成 10 年度から単価 7 円、平成 16 年度から単価 6 円、平成 19 年度より単価 3 円、平成 20 年度より単価 2 円、平成 22 年度より単価 4 円で交付されています。

(1) 算定額

算定式	奨励金単価
回収量(kg)×奨励金単価(円/kg)(1 円単位は切捨て)	4(円/kg)

(2) 実績

年度	回収量(kg)	登録団体数(団体)
H30	520,776	46
R1	435,435	46
R2	335,018	40
R3	318,858	37
R4	185,949	34



3) 害虫駆除散布機購入費補助金交付制度

町内や地域の害虫駆除に必要な駆除機を町内会が購入する場合に、購入費補助金を交付しています。

(1) 算定額

算定式	限度額
購入費 × 1/3	100,000 円／台

(2) 貸出し事業

環境センターでは、市の所有する害虫駆除散布機を各団体へ貸出し又は修理を行う事業を行っています(修理に係る部品類は別途必要です)。また、専用の薬品の配布も行っています。貸出の実績は次のとおりです。

年度	貸出延べ台数(台)	整備・点検・修理延べ台数(台)
H30	65	4
R1	53	8
R2	41	3
R3	45	1
R4	49	8

4) 合併処理浄化槽設置事業費補助金交付制度

一定地域(公共下水道処理区域を除く)内に専用住宅用合併処理浄化槽を設置する者のうち、既設の単独処理浄化槽を、10 人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えた場合、事業費の一部を助成します。

補助額の算定は次のとおりです。

単位: 千円

人槽区分	補助限度額	限度額内訳	設置費	撤去費	宅内配管工事費
5	752		332	120	300
6-7	834		414	120	300
8-10	968		548	120	300

5) 生ごみ処理機器購入費補助金交付制度

生ごみ処理機器購入者に対し、補助金を交付します。

対象者は熱海市に住民登録のある方です。機器は、3 年以上継続して利用することが必要で、補助金の交付は 1 世帯に 1 台の制限があります。

(1) 算定額

項目	算定式	限度額
生ごみ処理容器(コンポスト)	購入費 × 1/2 (100 円未満切捨)	3,000 円／台
家庭用生ごみ処理機(電動)	購入費 × 1/2 (100 円未満切捨)	30,000 円／台

9. 環境センター(旧清掃事務所)年表

年度	月	分別・収集関係	施設運営関係	施策等																																			
S55(1980)	2 月	分別収集モデル地区収集 ひばりが丘団地開始																																					
S56(1981)	7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 3 月	分別収集モデル地区拡大 七尾団地開始 伊豆山地区開始 旧市内開始 全地区実施 可燃ごみ班 22 台(ハッカー車) →19 台に変更 (分別班:運転手 5 名,作業員 10 名) 自然郷別荘分譲地の収集委託開始 網代焼却場焼却灰運搬委託開始	笹尻最終処分場供用開始																																				
S57(1982)	4 月		大黒崎し尿管理センター供用開始 上記に伴い網代し尿処理場廃止																																				
S58(1983)	4 月			職員勤務時間の一部変更 ＜月～金＞変更前:8:40～17:00 変更後:8:20～16:40 ＜土＞変更前:8:40～12:10 変更後:8:20～17:30																																			
S59(1984)	4 月 6 月 12 月	乾電池分別収集開始 年末年始日程の変更 変更前:12/30 まで 変更後:12/29 まで	発泡スチロール減容機稼働、発泡スチロールの分別処理を開始 (ホテル・旅館・市場・魚屋・八百屋等に自己搬入の要請) 年始受入日程の変更 変更前:1/2 から 変更後:1/3 から	乾電池販売店に回収箱設置																																			
S60(1985)	4 月 6 月 8 月 12 月	網代収集センター廃止 上記に伴い大黒崎収集センターと合併 収集体制の変更 変更前:可燃ごみ 15 台、分別ごみ 9 台 変更後:右表参照 収集コースの一部変更 分別収集(ビン・缶類)を週 1 回とする	左記変更後 <table><tr><td></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td>可燃ごみ</td><td>14</td><td>11</td><td>12</td><td>11</td><td>12</td><td>16</td></tr><tr><td>分別ごみ</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td>粗大ごみ</td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>21</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>16</td></tr></table> 用務員退職のため収集センター等施設清掃委託開始 網代焼却場廃止、廃棄物処理はすべて大黒崎清掃工場にて統合 清掃工場(施設運転管理)勤務体制を 2 交代制とする ＜月～金＞1 班(早番)8:20～16:40 2 班(遅番)13:00～21:20 ＜土＞ 全員勤務 8:20～12:10		月	火	水	木	金	土	可燃ごみ	14	11	12	11	12	16	分別ごみ	7	7	7	7	7		粗大ごみ		1		1			合 計	21	19	19	19	19	16	
	月	火	水	木	金	土																																	
可燃ごみ	14	11	12	11	12	16																																	
分別ごみ	7	7	7	7	7																																		
粗大ごみ		1		1																																			
合 計	21	19	19	19	19	16																																	

年度	月	収集	施設	施策等																																																																																			
		収集体制の変更(右記参照)	<table><tr><td></td><td></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td rowspan="2">可燃ごみ</td><td>午前</td><td>14</td><td>12</td><td>14</td><td>12</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>午後</td><td>14</td><td>9</td><td>14</td><td>9</td><td>14</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">カン類</td><td>午前</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>午後</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ビン類</td><td>午前</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>午後</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">粗大ごみ</td><td>午前</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>午後</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>午前</td><td>19</td><td>22</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>15</td></tr><tr><td>午後</td><td>19</td><td>16</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td></td></tr></table> ※ビン類・缶類の収集日をそれぞれ別の収集日にする			月	火	水	木	金	土	可燃ごみ	午前	14	12	14	12	14	15	午後	14	9	14	9	14		カン類	午前	1	6	1	3	1		午後	1	3	1	6	1		ビン類	午前	4	4	4	3	3		午後	4	4	4	4	3		粗大ごみ	午前				1	1		午後					1		合 計	午前	19	22	19	19	19	15	午後	19	16	19	19	19		
		月	火	水	木	金	土																																																																																
可燃ごみ	午前	14	12	14	12	14	15																																																																																
	午後	14	9	14	9	14																																																																																	
カン類	午前	1	6	1	3	1																																																																																	
	午後	1	3	1	6	1																																																																																	
ビン類	午前	4	4	4	3	3																																																																																	
	午後	4	4	4	4	3																																																																																	
粗大ごみ	午前				1	1																																																																																	
	午後					1																																																																																	
合 計	午前	19	22	19	19	19	15																																																																																
	午後	19	16	19	19	19																																																																																	
S61(1986)	4 月 6 月	収集体制の変更 土曜日稼働:15 台→14 台に変更	大黒崎し尿管理センター管理業務委託化																																																																																				
S62(1987)	4 月	環境衛生係作業詰所大黒崎に移転	大黒崎焼却場運転管理業務委託化	祝祭日の現場担当職員のローテーション(交代制)制度開始 現業職員任用替え																																																																																			
S63(1988)	4 月		網代小規模授産所運用開始 (ビン類のストックヤードを大黒崎から授産所へ) 焼却灰運搬業務を委託	「資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度」の開始																																																																																			
H1(1989)	10 月	8 週間で土曜日 2 回、平日 1 回の休暇とする		隔週・週 2 日制導入開始 (閉庁可能な職場は第 2・4 週の土曜日閉庁)																																																																																			
H2(1990)	4 月			「古紙リサイクル運動」開始																																																																																			
H3(1991)	4 月 6 月		熱海市姫の沢最終処分場供用開始 熱海市笹尻最終処分場投入完了																																																																																				
H4(1992)	4 月	古紙・古布類等委託収集開始 熱海地区、伊豆山地区、泉地区																																																																																					
H5(1993)	4 月		初島清掃工場竣工(焼却炉 2 基)	生ごみ処理容器の無料貸与開始																																																																																			
H6(1994)	4 月	8 週間で日曜日 8 回・土曜日 2 回、平日 3 回の休暇とする		完全週休 2 日制実施 (閉庁可能な職場は土曜日完全閉庁)																																																																																			
H8(1995)	4 月			「生ごみ処理機器購入費補助金交付制度」の開始																																																																																			
H9(1997)	4 月		施設係、計量・受入・プレス作業委託化	機構改革に伴い 清掃事務所は市民福祉部環境課環境センターに、 環境課を本庁に配置(環境企画室環境企画係)																																																																																			
H10(1998)	4 月 11 月 1 月 3 月	ビン収集業務委託開始 収集現場担当職員の休暇取得変更 10 週間で日曜日 10 回・土曜日 2 回、平日 4 回の休暇とする 南熱海地区古紙・古布等委託収集開始	 エコ・プラント姫の沢関連運転管理研修 大黒崎清掃工場廃止	 「初島デポジットシステム」開始 熱海市指定袋制開始(45,30,20ℓ)																																																																																			

年度	月	収集	施設	施策等
H11(1999)	4 月		エコ・プラント姫の沢供用開始 焼却施設運転管理業務委託 受入及びリサイクル関連運転管理直営(職員 10 名配置)	市職員による蜂の駆除廃止
	11 月	PET ボトル・発泡トレ収集モデル地区開始 桃山台町, 桃山町, 七尾団地, つつじが丘町(4 町内会)		
H12(2000)	9 月	PET ボトル・発泡トレ収集モデル地区拡大 片町, 南町, 宮町, 町場, 栄町, 旭町(網代 7 町内会)	エコ・プラント姫の沢焼却時間変更 変更前: 准連続 16h/日 変更後: 全連続 24h/日	
H13(2001)	4 月		エコ・プラント姫の沢への家電 4 品目搬入禁止	家電リサイクル法施行
	12 月		焼却灰等溶融固化処分業務委託開始	
H14(2002)	4 月	可燃ごみ毎日収集廃止 全市週 3 回(月・水・金)に統一(25 町内会対象) 飲料缶・金属類の収集日変更(63 町内会対象) マンション収集業務委託開始		土曜日収集廃止から完全週休 2 日制へ(祭日は従前どおり) 浄化槽清掃費補助金制度廃止
	10 月	PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 上多賀, 下多賀, 中野, 小山, 和田木(5 町内会)	初島生ごみ堆肥化開始	
	12 月		初島清掃工場ダイキソ類対応型焼却炉稼働 (旧焼却炉 2 基休止)	
	3 月			
H15(2003)	4 月	市内中心部早朝収集委託業務開始		
	6 月		エコ・プラント姫の沢焼却灰等リサイクル一部委託開始	
	10 月	PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 泉中沢, 泉五軒町, 泉本区, 上宿町(4 町内会)		
	12 月	轢死猫等処理委託開始(土・日, 年末年始)		
H16(2004)	4 月	南熱海地区可燃ごみ等委託収集開始 網代山, グリーンヒル, 網代緑町, 網代旭町, 網代宮崎, 網代町場, 網代片町, 網代栄町, 網代南町, 和田木 小山, 中野, 下多賀, 上多賀(15 町内会)		資源ごみ集団回収事業奨励金交付金 単価改正(7 円/kg→6 円/kg)
	8 月	PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 伊豆山浜, 岸谷, 仲道, 七尾, 稲村, 東伊豆山(6 町内会)		
	9 月	東田原, 田原, 田原本町, 萩見町, 汐見町, 林ヶ丘西, 海光町(7 町内会)		
	11 月	中央渚(1 町内会)		
	12 月	梅園町(1 町内会)		
	1 月	笹良ヶ台町(1 町内会)		
	2 月	福道町(1 町内会)		
	3 月	上和田町(1 町内会)		

年度	月	収集	施設	施策等
H17(2005)	4 月 11 月	PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 西熱海本町,新西熱海町,下松田町,東銀座町(4 町内会) 泉地区可燃ごみ等委託収集開始 PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 上小嵐町,梅花町,錦町,栄町,桜町,桜木町,桜丘町,西山町(8 町内会)		
H18(2006)	4 月 9 月 10 月 1 月	西部地区可燃ゴミ等委託収集開始 PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 和田山町(1 町内会) 前の沢町(1 町内会)		初島し尿浄化槽汚泥海洋投棄処分(最終)
H19(2007)	4 月 7 月 10 月			熱海・伊東浄化槽協会廃止 熱海・伊東浄化槽対策連絡会に変更 浄化槽負担金制度廃止 資源ごみ集団回収事業奨励金交付金 単価改正(6 円/kg→3 円/kg) 初島離島自動車リサイクル開始 (使用済自動車海上輸送費補助金制度) ごみ減量審議会発足
H20(2008)	4 月 10 月 11 月 12 月	PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 仲田町,有楽町,紅葉ヶ丘町(3 町内会) 和光町,温泉通り町,新宿町,水口町,土沢町,旭町, 旭町 2 丁目,浜町,銀座町,本町,清水町,上天神町, ひばりヶ丘町,日向町(14 町内会) 東町,天神町,下天神町,天神山町,小嵐町,和田浜南町, 和田浜町,上紅葉ヶ丘町,熱海自然郷(9 町内会)	リサイクル施設運転管理委託業務開始	資源ごみ集団回収事業奨励金交付金 単価改正(3 円/kg→2 円/kg)
H21(2009)	4 月 10 月	マンションごみ等収集委託業務廃止 地区別収集業務委託へ組込み し尿等収集運搬委託業務廃止 PET ボトル・発泡トレ収集地区拡大 網代緑町,網代山町,グリーンヒル(3 町内会)	エコプラント姫の沢搬入時間変更 →12:00~16:00	粗大ごみ有料化開始 生ごみ処理機補助金額上限改定 (2 万円→3 万円)
H22(2010)	4 月		初島清掃工場休止中焼却炉改修(既設炉撤去) エコプラント姫の沢焼却灰全量リサイクル開始	可燃ごみ有料化開始 資源ごみ集団回収事業奨励金交付金 単価改正(2 円/kg→4 円/kg)
H23(2011)	4 月 7 月 3 月	泉・伊豆山地区可燃ゴミ等委託収集開始	初島清掃工場発泡スチロール減溶機導入	事業用有料指定袋(75ℓ)導入 東日本大震災発生
H24(2012)	4 月		エコプラント姫の沢焼却灰二次運搬処理業務委託開始(リスク分散)	

年度	月	収集	施設	施策等
H25(2013)	4 月 7 月		小型家電リサイクル法に伴う小型家電のピックアップ回収開始 ガラス・セモノ類のリサイクル開始 蛍光灯のリサイクル開始	
H26(2014)	9 月 3 月		エコ・プラント姫の沢延命化基本計画等策定 大黒崎し尿管理センター施設診断検査実施	三島市可燃ごみ受入(～11 月) 一般廃棄物処理基本計画[改訂版]策定
H27(2015)	4 月 5 月 6 月 9 月 10 月		エコ・プラント姫の沢焼却灰三次運搬処理業務委託開始(リスク分散) エコ・プラント姫の沢焼却施設保全工事開始 (H27～H30 の 4 カ年実施) 大黒崎し尿管理センター脱水汚泥焼却設備休止	湯河原町真鶴町衛生組合可燃ごみ受入 雑がみ回収ボックスを新庁舎 1 階ロビーに設置 三島市可燃ごみ受入(～11 月)
H28(2016)	6 月 3 月			雑がみ回収ボックスを福祉センターに設置 熱海市災害廃棄物処理計画策定
H29(2017)	4 月 5 月 12 月 1 月 2 月 3 月	ごみステーション管理システム導入(GIS)	水銀性製品運搬処理業務委託開始	雑がみ回収ボックスを南熱海マリンホールに設置 環境センター全保有車両にドライブレコーダー導入 伊豆の国市可燃ごみ受入 雑がみ回収ボックスを市役所内各課フロアに設置
H30(2018)	8 月 11 月 3 月	全収集車両にバックカメラ導入(初島除く)	エコ・プラント姫の沢焼却施設保全工事完了	東河環境センター(東伊豆町・河津町一部組合)可燃ごみ受入(～12 月)
R1(2019) (H31)	3 月		1 市 2 町(熱海市・湯河原町・真鶴町)し尿等共同処理事業 エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備完成 浄水管理センターし尿等受入投入設備完成	
R2(2020)	4 月 10 月	西部地区収集業務委託範囲追加(梅園周辺)	エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備供用開始 浄水管理センターし尿等受入投入設備供用開始 大黒崎し尿管理センター閉鎖	1 市 2 町し尿等共同処理事業開始
R3(2021)	7 月 3 月	伊豆山土石流災害により一時泉・伊豆山地区収集不可	笹尻災害廃棄物仮置場設置	伊豆山土石流災害発生(3 日) 災害廃棄物処理事業開始 熱海市新廃棄物処理施設建設候補地基礎調査業務委託完了
R4(2022)	4 月 9 月	ガラス類、セモノ類の分別細分化 乾電池等回収缶を設置(市内協力店)		

10. 環境センター保有車両等

環境センターでは、一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分に伴い多数の車両を保有しています。
保有している車両は次のとおりです。

1) 収集用車両

車両種別	台数	備考
4トンパッカー車(塵芥車)	2台	
2トンパッカー車(塵芥車)	3台	
3トン平ダンプ	3台	
1.5トントラック	1台	初島専用

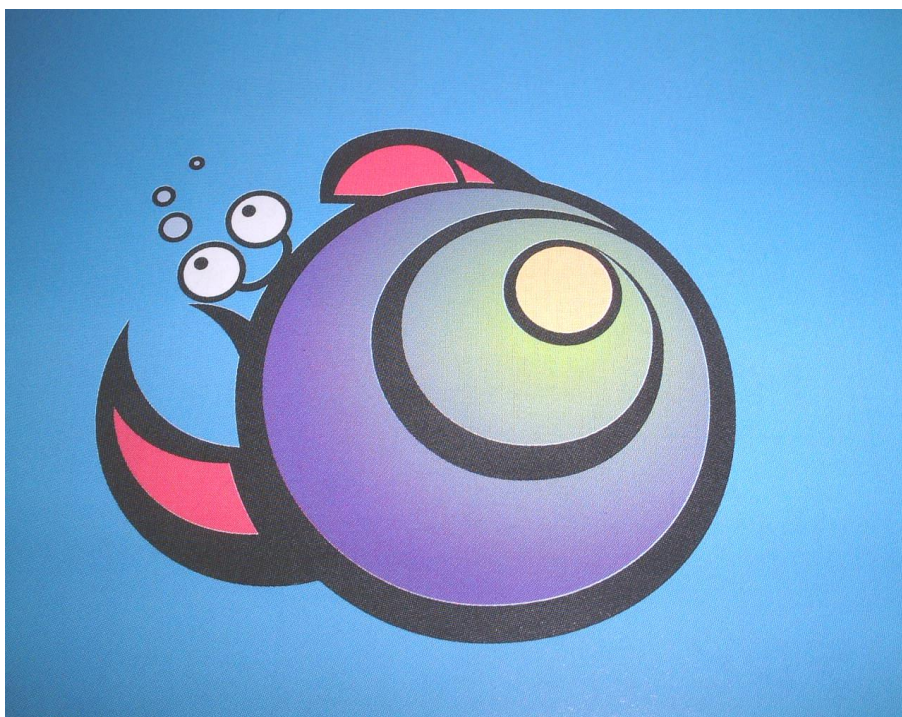
2) 中間処理用車両

車両種別	台数	備考
フォークリフト	1台	リサイクル施設用
ショベルローダー	1台	リサイクル施設用
4トン深型ダンプ車	1台	残渣運搬用

3) 最終処分用車両

車両種別	台数	備考
油圧ショベル	1台	埋立地(最終処分場)管理用





シンボルマークは「やどかり」を図案化し、
清潔な町を保つ「目」と、ごみを拾う「手」また、
運動の輪を大きくする「円」を組み合わせたものです。

2024(令和 6)年 3 月発行

編集・発行:熱海市市民生活部協働環境課環境センター

〒413-0033 静岡県熱海市熱海 1804 番地の 8

エコ・プラント姫の沢

電話:0557-82-1153